

四七一

昭和三十三年九月二十七日

第一部長 (山本) 総務課長 (山本)

次長 (野田)

長官 (野田)

野田

了

伺

昭和三十三年内閣告示第三号(物價廳地方物價事務局及地方物價安定委員会設置に関する件)の一部を改正しついで物價安定委員会制の廃止に伴い標記業の一部を改正する必要

内閣

日本標準規格 B5 (4行行紙)

裏面白紙

裏面白紙

があるつて別表により物價統制令等の一部を改正する政令公布の日と同日附を以て実施することとしらる。

案

總務廳告示第百八号

昭和三年八月内閣告示第三号(物價廳地方物價事務局及地方物價安定委員会設置に關する件)の一部を次のように改正する。

昭和三年十月八日

内閣總理大臣 芦田 均

第二條を削る。

別表中地方物價安定委員会名称を削る。

内閣